丹羽広域事務組合水道部　障害者活躍推進計画

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 丹羽広域事務組合水道部 |
| 任命権者 | 丹羽広域事務組合管理者 |
| 計画期間 | 令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間） |
| 丹羽広域事務組合水道部における障害者雇用に関する課題 | 　丹羽広域事務組合水道部は、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。　障害者である職員が在籍したことはなく、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 |
| 目標 |
| １．採用に関する目標 | 　実雇用率が法定雇用率を下回らない。 |
| ２．定着に関する目標 | 　なし。　今後、障害者が在籍した場合は定着データを把握する。 |
| 取組内容 |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | 〇障害者雇用推進者として管理課長を選任する。〇障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職　員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。〇障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３カ月以内に選　　任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場　合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認　定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | 〇障害者の配置に当たっては、特性・能力等を把握し、可能な限り本人　に合った配置を行う。〇配置後においても、本人の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、継続的　に職務の選定・創出に取り組む。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | 〇相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対　しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ　て検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、　過重な負担にならない範囲で適切に実施する。〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。　・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。　・自力で通勤できることといった条件を設定する。　・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。　・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる　　こと」といった条件を設定する。　・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 |
| ４．その他 | 〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法　律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場　の拡大を推進する。 |